

6. 規程管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下「NFA」という。）の規程類の制定、改廃および公布について必要な事項を定め、かつ規程類を体系的に整備して業務管理の正常化と合理化を図ることを目的として定める。

(規程の分類)

第2条 規程は、その性格および内容に従い、次の区分に分類する。

- (1) 基本規程 運営リーダー規程、倫理懲罰規程、内部通報規程、規程管理規程、理事会運営規程、理事等の職務権限規程、役員等の選任に関する規程、コンプライアンス委員会規程
- (2) 競技運営規程 競技運営規程、実行委員会規程、委員会規程
- (3) 会計規程 会計規程、役員等の費用弁済に関する規程

2. 規則は、規程に準拠して、または規程補充の必要から定める細部事項、あるいは各部門の業務運営上の基準となる定めをいう。

3. ガイドラインは、規程に関連して次の事項について行う。

- (1) 規程・規則の説明解釈
- (2) 規程・規則の施行に必要な措置

(規程の形式)

第3条 規程、及び、規則・ガイドライン（以下規程等という）の構成は条文形式とする。ただし、必要により箇条書形式または表形式を採用することができる。

(効力)

第4条 規程等の効力は、各規程等に明示されている実施日をもって発生する。

2. 規程が改定された場合（以下、「新規程」という。）は、別に定めのない限り、旧規程等は新規程等の効力発生日をもって失効する。

3. NFA に存在しない規程等については、上部団体である日本アメリカンフットボール協会の規程等を参考に運用するものとする。

(基本規程の優先)

第5条 基本規程は、他の区分の規程等に優先して効力を発する。

(管理統制)

第6条 規程管理に関する総合管理部署は事務局とし、事務局長は、この規程等に基づいて規程類の制定、公布実施を管理統制する。

2. 事務局長は、規程等を常に経営の実情に合致するように管理し、規程等を明確にすることを通じて、協会運営能率の向上と合理化を図らなければならない。
3. 事務局長は、前項に基づいて規程等の制定、改廃案について提案を行い、必要に応じて原案の訂正を理事会に稟議することができる。

(主管部署)

第7条 規程等には主管部署を定める。

事務局 第1条の(1)基本規程、(3)会計規程、(4)人事・福利厚生規程、
(5)総務・法務規程

競技運営本部 第1条の(2)競技運営規程

2. 主管部署の長は、自己の管理する規程等の適正な運用を周知させ、その維持推進に努めるものとする。
3. 主管部署の長は、規程等の改廃に関する稟議を発議するものとする。
4. 主管部署の長は、規程等の記載事項を改廃する必要を認めた場合は速やかに改廃に関する手続をとらなくてはならない。
5. 主管部署の長は、規程等について少なくとも2年に1回その見直しを行わなければならない。

(規程等の公開)

第8条 規程等は第1条の(1)基本規程、(2)競技運営規程は一般公開とし、ホームページ等で何人もこれを閲覧できる。第1条の(3)会計規程、(4)人事・福利厚生規程、(5)総務・法務規程は原則この法人内の公開制とし、役員、従業員は、何人もこれを閲覧できる。

(規程等外部秘匿の原則)

第9条 第1条の(3)会計規程、(4)人事・福利厚生規程、(5)総務・法務規程はこの法人の外部に対してこれを提示し、またはその内容を開示してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、主管部署が規程等をこの法人の外部に対し、またはその内容を提示または開示する場合、当該主管部署は事前に理事会にその旨を申し出てその承認を受けなければならない。

(規程等改定の手続)

第10条 主管部署の長が規程等を改定する必要を認めた場合は、当該規程等を改定する旨を案

件とする稟議を発議し理事会の承認を得なければならない。

2. 前項による稟議書には次の事項を記載した書面を添付することを要する。

- (1) 改定の理由
- (2) 改定部分と現行規程等の当該部分との比較対照
- (3) 改定部分を含む当該規程等の全文
- (4) 実施予定日

3. 第1項による稟議が決裁された場合は、事務局長は直ちに主管部署の長にその旨を通知し、規程等の改廃を行わなければならない。

(規程等の廃止)

第11条 規程等の廃止に関しては、前条の規程等改訂についての条項を準用する。ただし、この場合「改定」を「廃止」と読み替えるものとし、かつ前条第2項の(2)および(3)を除外するものとする。

(規程等の公示)

第12条 規程に改定または廃止があった場合、事務局長は速やかにその旨をNFA内に通知し、第10条第2項(3)の「当該規程の全文」をNFA内等に公示する。

(規程の公布)

第13条 事務局長は、制定もしくは改廃が決定された規程等に次の事項を明記し、公布するものとする。

- (1) 規程等の名称
- (2) 実施年月日

(規程集)

第14条 規程等の制定、または改廃されたものの公布に当たっては、事務局において管理し、これを綴って「規程集」とするとともに、原本を一括保有する。

2. 事務局長は「規程集」をNFA内に公示する。

(遵守義務)

第15条 この法人業務に携わる者は、すべて規程等を遵守しその業務を遂行しなければならない。

(適正運用)

第16条 事務局長は、各規程等の主管部署の長と緊密な連絡を行い、規程等の適正な運用

の維持に常に努めなければならない。

2. 各主管部署は、各規程等が遵守されるようこの法人内の関係者を指導し、その周知徹底を常に心がけなければならない。
3. 事務局長を補佐するものを理事会が指名できる

(解釈上の取扱い)

第17条 規程等の解釈について疑義が生じた場合、主管部署の長は事務局長と協議のうえ、これを解決するものとし、また必要に応じて理事会の決議によってその解釈を決定する。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、事務局長が起案し、理事会の決議による。

(施行)

第19条 本規程は、2024年4月1日から施行する。